

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 案内書

法律根拠

- ・貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができません。

対象者等

稼働スイッチの操作、荷のキャストロッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務を行う者は対象となります。

また、荷を積み卸すドライバーだけではなく、倉庫でトラックに積み卸し作業を行う者も、できる限り受けるのが望ましいです。



受講資格

テールゲートリフターの操作方法について、2時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。



受講科目・講習時間

学科講習：テールゲートリフターに関する知識(※1) (1.5H)、テールゲートリフターによる作業に関する知識(2H)、関係法令(0.5H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

一般：受講料 8,800円、テキスト代 990円、合計 9,790円
 会員：受講料 6,600円、テキスト代 990円、合計 7,590円